

議案第7号

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の基礎資格に関する規定を改めるため、この条例を定めようとする。

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

関市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。